

令和7年度 指定管理者の候補者の審査結果

1 対象施設

- (1) 名 称 日進市民会館
所 在 地 日進市折戸町笠寺山62番地3
- (2) 名 称 日進市ふれあい工房
所 在 地 日進市岩崎町六坊乙9番地1

2 日進市指定管理者審査委員会の開催内容など

- (1) 開 催 日 令和7年10月7日(火)
- (2) 場 所 日進市中央福祉センター 2階 研修室
- (3) 公募・非公募 公募
の別
- (4) 審査方法 日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定及び日進市民会館・日進市ふれあい工房指定管理者審査要領に基づき審査
- (4) 審査結果
 - ①審査結果 全審査委員会委員の得点の合計が満点の6割以上であるため、日進アシスト株式会社を候補者とする。
 - ②得 点 別表のとおり。
 - ③主な意見

【評価できる点】

- ・非常に現実の状況と課題を十分に汲み取った積極的な提案内容であった。
- ・人員配置についても、副運営の方の業務遂行能力に大きな期待をしている。
- ・長年の管理実績に基づいて、詳細な提案内容になっていた。
- ・受託事業を中心に自らが主導的に立案・実行しようという取り組み姿勢。
- ・提案内容具体的で、過去の実績を踏まえた現実的な内容であったこと。また、現実的ながら意欲ある提案であること。
- ・新しい取り組みに積極的で、プレゼンテーションでわくわくを感じられた。申請書の内容で不安を感じていた部分について、把握し、改善の意思が見られた。
- ・「市の施設だから」という「80%でいいや」感がない。
- ・数値目標、把握がやや甘いと感じられたが、全く無策というわけではなく、計画していることが、好転するように取り組んでいただきたい。

審査表【第2次審査】集計結果

対象施設	日進市民会館・日進市ふれあい工房		
審査基準	審査項目	配点	申請者 日進アシスト株式会社
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること(条例第4条第1号)	①施設管理に関する基本的な考え方	20	19
	②利用促進に関する考え方及び具体策	40	35
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(同条第2号)	①施設の有効活用等	40	36
	②事業の計画 a 受託事業の具体的な提案	40	34
	b 受託事業のうち特に創意工夫を求める事業の提案	40	36
	c 自主事業の具体的な提案	40	35
	d 利用者ニーズの反映	20	17
	③地域貢献	40	34
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①指定管理料	40	24
	②収支計画	40	28
	③施設の維持管理等	40	29
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①管理運営実績	40	35
	②施設の運営に必要な人員	20	18
	③組織体制	20	17
合計		480	397